

栄東まちづくり協議会 3 月会議資料

日時 2022 年 3 月 24 日（木）

場所 栄東まちづくり協議会

■議題

1. 2022 年度予算の修正 について
2. 街路灯整備事業の仕組みの改善について
3. 行政提案の振り返りを踏まえた改善策について

■報告事項等

- ・ 栄東地域防災・防犯講習会
- ・ 池田公園トイレリノベーション
- ・ 池田公園防災倉庫設置
- ・ 栄 4 丁目防犯カメラ設置
- ・ 公衆無線 LAN（フリーWi-Fi）拠点撤去
- ・ 事務局職員の採用
- ・ その他

■議題

1. 2022 年度予算の修正 について（別紙 1 ～ 3）

2022 年度予算については、12 月協議会において 6,300 万円で承認されたところであるが、ポートピアの売上が 12 月の予算編成以降、想定を上回る額で推移したことから、予算を別紙 1 のとおり 6,900 万円へと 600 万円増額修正するものである。なお、増額した事項については、別紙 2 のとおり。

また、4 月 1 日に 2021 年度の売上が確定することに伴い、交付される環境整備協力費の額も自動的に確定するため、その額を 2022 年度の予算額としたい。従来、4 月協議会での議決を経て予算額を確定していたが、今回の事務手続きの見直しにより、環境整備協力費の協議会への納入時期を早め、協議会運営の円滑化を図ることを目的とする（別紙 3 参照）。

なお、予算額と環境整備協力費の間に生じる差額については、事業調整費により調整を行うこととしたい。

<審議事項 1 >

予算を別紙 1 のとおり修正するとともに、4 月 1 日付での 2021 年度の売上額（環境整備協力費）の確定に伴い 2022 年度の予算額を確定させてよろしいか。

2. 街路灯整備事業の仕組みの改善について（別紙 4）

3. 行政提案の振り返りを踏まえた改善策について

12月に開催した行政提案に関する意見交換を踏まえ、次の事項については、協議会の持続的で円滑な運営のため、今後議論を継続していくこととしたい。

①会長・副会長の任期及び再任の要件について

(現状) 栄東まちづくり協議会規約第8条により、役員及び監事の任期は2年、会長・副会長（区政部長除く）は2期連続の再任は不可となっている。

(意見) ・行政機関との調整など難しい職責であり地域の中で担える人材がないため、再任不可の要件について再検討できないか。

・（行政より）地域の持続的な発展のために色々な人に会長、副会長を経験してもらうことが大切であると認識している。委員の議決で見直すことができるので、引き続き議論していきたい。

②設置町内会からの協議会委員への選出について

(現状) 栄東まちづくり協議会規約第4条により、ポートピア設置町内会である南武平町北部町内会の会長が委員として選任されている。

(意見) ・委員として設置町内会から1名選出されているが、設置町内会としての役割はポートの運営対策委員会の中で担われており、協議会にその役割は必要ないのではないか。

・多様な意見を排除しないことが、より多くの意見の吸い上げにつながる。設置町内会の委員に関しても許容範囲としてはいかがか。

・（行政より）協議会における設置町内会委員のあり方については、今回意見が出たことも踏まえ、改めて検討していく必要があると感じた。

③行政充て職の事務局長をはじめとした事務局の体制について

(現状) 事務局長として中区企画経理室長が充て職で就いているが、事務局長の立場での業務量が非常に多く、本来業務に支障が生じている状況である。

また、事務局職員の体制も業務量に対して不十分であり、職員への負担が大きく超過勤務も増えている。何らかの理由で職員が不在となるリスクを考慮しても、早期に事務局体制の増強を図りたい。

(意見)・現在、事務局長（充て職）、事務職員、短時間勤務職員という３名体制であるが、来年度は事務職員をもう１名増やしてはどうか。良い人材を採用していくためにも、必要な人件費の予算をかけていくべき。

- ・事務作業を簡略化するなど事務量全体を見直すべき。
- ・(事務局長より) 今後も事務局長を行政充て職とするのであれば、財務・事務のとりまとめや役所との連絡調整等に特化して、事務局次長に、事業の執行、プロジェクトのアシスタント等に携わってもらう、という役割分担が分かりやすく良いと思う。

■報告事項等

・栄東地域防災・防犯講習会

下記のテーマについて、オンラインで講習会の内容を動画配信した。

（視聴期間：2022年3月4日（金）～3月20日（日））

防災講習「災害に備える ～日頃の心構えと準備しておくべき事～」

講師：中消防署予防課長 金森宏氏

防犯講習「ネット環境の防犯対策」

講師：中警察署生活安全課警部補 山本弘樹氏

・池田公園トイレリノベーション

中日ビルに設置されていたモザイクタイル『夜空の饗宴（矢橋六郎作）』を池田公園トイレの多目的室天井に移設するとともに、トイレ全室の修繕を行った。

なお、3月30日（水）にリノベーション完成式を開催予定。下記のとおり記念品を手配し、当日、参加者にお渡しする。

■契約の相手方

株式会社豊明堂 所属会員 近藤洋史（栄東まちづくりの会事務局長）

■契約の内容

タオル50枚購入（1枚165円）、予定金額：8,250円（税込）

<審議事項2>

完成式の記念品を株式会社豊明堂に発注してよろしいか。



▲トイレ多目的室天井



▲中日ビル設置時

・池田公園防災倉庫設置

防災倉庫の老朽化に伴う建替えを実施した。また、防災倉庫の横にある公園管理倉庫（栄東まちづくりの会管理）も同時に建替えを行った。



▲建て替え後の防災倉庫

・栄4丁目防犯カメラ設置

栄4丁目にドーム型の防犯カメラを4台整備した。今回整備した機種はパソコン上で録画データが抽出可能であるため、警察からの閲覧希望への対応に関して、事務手続きの大幅な改善が見込まれる。



▲新たに設置したドーム型カメラ



▲防犯カメラ設置位置

- ・ 公衆無線 LAN（フリーWi-Fi）拠点撤去

アクセスポイント 3 拠点（栄池田パーキングビル、住吉観光ビル、昭和ビル）について、現在、撤去を実施している。大一栄パーキングビルについては、4 月に撤去を実施予定。

▼フリーWi-fi アクセスポイント位置図



4 月撤去予定
（大一栄パーキングビル）

- ・ 事務局職員の採用

- ・ その他

栄東まちづくり協議会 2022年度 予算（修正案）

（単位：円）

収 入		金額
1 補助金	名古屋市補助金	69,000,000
合 計		69,000,000
支 出		金額
1 防犯事業	1 既設置カメラの運営、維持管理	1,050,000
2 防災事業	1 防災訓練の実施	612,000
	2 防災・防犯講習会の実施	612,000
3 環境美化事業	1 落書き消し活動	110,000
	2 ゴミ、カラス対策	60,000
4 街路灯事業	1 街路灯の更新	20,021,000
	2 街路灯の維持管理	4,354,000
5 公園整備事業	1 池田公園トイレ維持管理	1,000,000
	2 池田公園の修景	1,000,000
6 道路空間整備 検討事業	違法駐車がされにくく、放置自転車のない、歩いて楽しい道路空間の検討	110,000
7 多文化共生事業	相談事業	2,070,000
	イベントの実施	250,000
8 地域活性化事業	1 池田公園夏まつり	1,500,000
	イルミネーションイベント	1,000,000
	バスケットボール 3 b y3	200,000
	2 池田公園イルミネーション	3,920,000
	歩道イルミネーション	3,168,000
	3 公衆無線LAN(Free Wi-Fi)廃止	3,618,000
9 調査研究事業	栄東地区のまちづくりの方向性、施策の調査、検討	1,480,000
10 広報事業	広報紙、ホームページによる情報発信	1,200,000
11 事業調整	事業等の再構築	4,270,000
事業費 計		51,605,000
事務費	事務局人件費、事務所賃料、水道光熱費、備品・消耗品購入費、会計委託費等	17,395,000
合 計		69,000,000

* 上記予算額は上限であり、ミニポートピア栄の売上実績により減少することがあります。

栄東まちづくり協議会 2022年度 予算（新旧比較）

（単位：円）

収 入		現行	修正案	増減額
1 補助金	名古屋市補助金	63,000,000	69,000,000	6,000,000
合 計		63,000,000	69,000,000	6,000,000
支 出		現行	修正案	増減額
1 防犯事業	1 既設置カメラの運営、維持管理	550,000	1,050,000	500,000
2 防災事業	1 防災訓練の実施	612,000	612,000	—
	2 防災・防犯講習会の実施	612,000	612,000	—
3 環境美化事業	1 落書き消し活動	110,000	110,000	—
	2 ゴミ、カラス対策	60,000	60,000	—
4 街路灯事業	1 街路灯の更新	20,021,000	20,021,000	—
	2 街路灯の維持管理	3,854,000	4,354,000	500,000
5 公園整備事業	1 池田公園トイレ維持管理	330,000	1,000,000	670,000
	2 池田公園の修景	1,000,000	1,000,000	—
6 道路空間整備 検討事業	違法駐車がされにくく、放置自転車の ない、歩いて楽しい道路空間の検討	110,000	110,000	—
7 多文化共生事業	相談事業	2,070,000	2,070,000	—
	イベントの実施	250,000	250,000	—
8 地域活性化事業	1 池田公園夏まつり	1,500,000	1,500,000	—
	イルミネーションイベント	1,000,000	1,000,000	—
	バスケットボール 3 b y3	200,000	200,000	—
	2 池田公園イルミネーション	1,420,000	3,920,000	2,500,000
	歩道イルミネーション	3,168,000	3,168,000	—
	3 公衆無線LAN(Free Wi-Fi)廃止	3,618,000	3,618,000	—
9 調査研究事業	栄東地区のまちづくりの方向性、施策 の調査、検討	1,480,000	1,480,000	—
10 広報事業	広報紙、ホームページによる情報発信	1,200,000	1,200,000	—
11 事業調整	事業等の再構築	3,418,000	4,270,000	852,000
事務費	事務局人件費、事務所賃料、水道光熱 費、備品・消耗品購入費、会計委託費 等	16,417,000	17,395,000	978,000
合 計		63,000,000	69,000,000	6,000,000

○令和4年度の環境整備協力費交付までの流れ（案）

時 期	関係者	内 容
3月24日 (協議会開催日)	栄東まちづくり協議会	令和4年度予算案の変更についての意思決定 (4月1日に令和3年度の売上額が確定することに伴い、予算額を決定することを確認)
4月1日	常滑市 →名古屋市	令和3年度の売上を報告
4月1日	栄東まちづくり協議会 →名古屋市	前年度の売上に基づき、補助金交付申請
4月1日 ～4月中	名古屋市	市内部での手続きの実施
4月中	名古屋市 →栄東まちづくり協議会	環境整備協力費の交付

○令和3年度の環境整備協力費交付までの流れ（参考）

時 期	関係者	内 容
4月1日	常滑市 →名古屋市	令和2年度の売上を報告
4月15日 (協議会開催日)	栄東まちづくり協議会	令和3年度予算案の変更についての意思決定
4月19日	栄東まちづくり協議会 →名古屋市	前年度の売上に基づき、補助金交付申請
4月19日 ～5月14日	名古屋市	市内部での手続きの実施
5月14日	名古屋市 →栄東まちづくり協議会	環境整備協力費の交付

街路灯整備事業の仕組みの改善について

【考え方】

補助金の適正執行のため、今年度末をもって協議会所有の街路灯における広告料等の徴収を終了します。また、今後は協議会所有の街路灯については広告掲載を認めない方向で事業の整理を行います。ただし、広告主との調整等のため、一定の経過措置期間を設けることとします。

【個別の取扱い】

1 協議会が令和4年度以降に設置する街路灯について

- ・広告の掲載を行うことはできません。また、設置する街路灯は広告枠なしモデルとします。

2 協議会がこれまでに設置した街路灯について

(1) 現在、広告が入っている箇所の広告枠の取扱い

- ・R4年度からは広告料の徴収を行いません。
- ・経過措置期間中は無償掲出を認め、パネルの電灯料は協議会が負担します。
- ・広告枠の破損や故障への対応は協議会が行います。
- ・広告内容の変更はできません。
- ・経過措置期間中に広告の撤去が必要となった場合は、協議会負担にて広告を撤去します。

(2) 現在、町内会名が入っている広告枠の取扱い

- ・経過措置期間中は引き続きの掲載を認め、パネルの電灯料は協議会が負担します。
- ・広告枠の破損や故障への対応は協議会が行います。
- ・掲載内容の変更はできません。

(3) 現在、空き枠となっている広告枠の取扱い

- ・広告掲載を認めない方向で整理していくため、広告枠への新規参入は認めません。
- ・広告パネルの電灯は点灯し、電灯料は協議会が負担します。
- ・広告枠の破損や故障への対応は協議会が行います。

(4) 経過措置後の取扱い

- ・広告が掲載されている街路灯については、協議会の費用負担により、広告を撤去します。
- ・電灯料は協議会が負担します。
- ・広告の撤去後の広告パネルの運用については今後整理していきます。
- ・町内会名が入っている広告枠、空き枠となっている広告枠についても上記運用に準じます。

3 協議会が町内会より所有権を移管した街路灯について

(1) 現在、広告が入っている箇所の広告枠の取扱い

- ・経過措置期間中は無償掲出を認め、パネルの電灯料は協議会が負担します。
- ・広告枠の破損や故障への対応は協議会が行います。
- ・広告内容の変更はできません。
- ・経過措置期間中に広告の撤去が必要となった場合は、協議会負担にて広告を撤去します。

- (2) 現在、広告が入っている箇所のうち、広告主が電灯料を負担している広告枠の取扱い
- ・該当街路灯の所在する町内会長と調整し、広告主から協議会に電灯契約切替えを進めます。
 - ・該当となる街路灯を町内会が把握している場合には協議会までご連絡ください。
- (3) 現在、広告が入っている箇所のうち、広告料を協議会が徴収している広告枠の取扱い
- ・原則、協議会が設置した街路灯の取扱いに準じます。
 - ・ただし、経過措置期間の設定については、その他の移管街路灯と同様です。
- (4) 経過措置後の取扱い
- ・広告が掲載されている街路灯については、広告を撤去します。
 - ・広告撤去に係る費用は協議会が負担します。
 - ・広告の撤去後の広告パネルの運用については今後整理していきます。

4 その他

- (1) 保険の加入について
- ・協議会で一括して保険加入を行います。
- (2) 街路灯が所在する町内会にお願いしたいこと
- ・現在の広告主への運用（経過措置中、措置後等）の説明・調整。
 - ・街路灯の日常点検。破損、不点灯などがあった場合には協議会までご連絡ください。